

# 添加物規制に関する国際比較

(令和4年11月4日更新)

|            |            | 日本  | コーデックス <sup>(注1)</sup>                                  | 米国 <sup>(注2)</sup> (参考)   |
|------------|------------|---|---|---|
| 添加物の範囲     | 一般の添加物     | ○   | ○   | ○   |
|            | 加工助剤       | ○   | ×   | ○   |
|            | 栄養素        | ○   | ×   | ○   |
|            | 香料         | ○   | ×   | ○   |
|            | ポストハーベスト農薬 | ○ <sup>(注3)</sup>   | ×⇒農薬に分類   | ×⇒農薬に分類   |
| 指定されている品目数 |            | 830品目 (香料を含む) <sup>(注4)</sup><br>①指定添加物 473品目<br>②既存添加物 357品目 | 添加物 (香料を除く)<br>392品目                                    | 添加物 (香料を除く)<br>1,612品目 (重複を除く)<br>①GRAS以外添加物 552品目<br>②GRAS (届出以外) 635品目<br>③GRAS (届出) 460品目<br>④着色料 46品目 |
|            |            |   | 香料約2,000品目<br>(FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議<br><JECFA>による評価リスト) | 香料 (天然香料を除く)<br>約2,300品目 <sup>(注5)</sup><br>天然香料 約260品目   |

(注1) コーデックスにおける添加物の指定の数については、ホームページ上の品目の数を計数したもの(2013年採択分まで)

(注2) 米国の添加物の指定の数については、ホームページ上の品目の数を計数したものであり、それぞれホームページ上の掲載年月日が異なるため、それぞれの時点での数の整合性はとれない可能性あり。なお、米国のデータには日本において規制対象外となっている果汁等が含まれているなど、指定の数を直接比較することは不適當。

(①②2011年11月、③2013年2月)

(注3) ポストハーベスト農薬(収穫後に用いられる農薬)の内、防かび剤については、日本では添加物として規制されているため表示義務がある。

(注4) 指定を必要としない天然香料として約600種類、指定添加物「脂肪酸類」等に該当する香料として約3,300種類の物質が使用されている(令和4年11月4日)。

(注5) 日本香料工業会。

米国のFDAのデータベース上にある数は、約1,000品目。

(用語) i) GRAS (Generally Recognized as Safe): 一般に安全と認められる物質

1958年以前に、食品において一般に使用されているもので、科学的証拠はなくても、安全であると認められるもの。

ii) GRAS (届出)

申請者が特定物質をGRASであることについて、FDAに届け出るもの。その届出に基づき、FDAは「同意」「保留」「却下」の3種類の評価を行うが、仮にFDAが同意しない場合でも、その物質による危被害が発生しない限り、届出者はその物質をGRAS物質として販売を続けることができる。